

ガス小売供給約款新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新	備考
ガス小売供給約款 <u>2024年4月1日実施</u> 株式会社サイサン	ガス小売供給約款 <u>2024年9月1日実施</u> 株式会社サイサン	変更

旧	新	備考
I 総則 1 適用 (1) このガス供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社にガス供給契約申込書（この申込書、本約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を合わせて以下「供給契約」といいます。）を提出いただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限ります。）に対して、当社がお客さまに対して提供するガス料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、ガス料金および附帯メニューについては、当社が別に定める料金表および附帯メニューによります。 (2) 本約款は、別表の供給区域等にお住いのお客さまに適用いたします。	I 総則 1 適用 (1) このガス供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社にガス供給契約申込書（この申込書、 <u>この本約款</u> および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を総称して、以下「供給契約」といいます。）を提出する等 <u>その他当社所定の方法</u> で供給契約を申込みいただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限ります。）に対して、 <u>ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要場所にガスを供給するときのガス料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、ガス料金および附帯メニューについては、料金表にて定めます。</u> (2) 本約款は、 <u>料金表にて定める供給区域等</u> にお住いのお客さまに適用いたします。	変更

旧	新	備考
<p>2 供給条件および料金表の変更</p> <p>(1) 当社は、本約款、料金表および附帯メニューその他の供給条件（以下「本約款等」）の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期を当社の WEB サイトに掲示する等の方法により、説明します。この場合に、当該効力発生時期が到来したときは、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。当社は、(4)および(5)の方法により、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>(2) 消費税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、本約款等を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>(3) お客さまの需要場所を供給区域等とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、本約款等を変更することがあります。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によりま</p>	<p>2 <u>本約款および料金表の変更</u></p> <p>(1) <u>当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この供給約款または料金表を変更することがあります。</u> <u>この場合、変更後のガス供給約款または料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後のガス供給約款または料金表によります。</u></p> <p>イ <u>一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、本約款の変更が必要な場合</u></p> <p>ロ <u>消費税および地方消費税の税率が変更された場合</u></p> <p>ハ <u>その他当社が必要と判断した場合</u></p> <p>(2) <u>本約款等の変更にともない、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>イ <u>供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p>ロ <u>契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</u></p> <p>(3) <u>(2)にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にとも</u></p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>す。</p> <p>(4) 本約款等の変更にともない、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更をともしない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみの説明を書面を交付することなく行うことがあること、および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらか</p>	<p><u>ない当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更をともしない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>(4) <u>(削除)</u></p> <p>(5) <u>(削除)</u></p>	
---	---	--

じめ承諾していただきます。		
---------------	--	--

旧	新	備考
<p>3 用語の定義</p> <p>(1) ～(19) (省略)</p> <p>(20) 引込地点 供給管と内管の境界の地点（お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線にあたります。）をいいます。</p> <p>(21) ガス工事 当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。</p> <p>(22) 契約種別 料金表に定める契約の種別をいいます。</p> <p>(23) 附帯メニュー 契約種別ごとに附帯する割引等の条件をいいます。</p> <p>(24) 契約使用期間 契約上ガスを使用できる期間をいいます。</p> <p>(25) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>(26) 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税</p>	<p>3 用語の定義</p> <p><u>(1)</u> ～(19) (省略)</p> <p><u>(20)</u> (削除)</p> <p><u>(20)</u> ガス工事 当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。</p> <p><u>(21)</u> 契約種別 料金表に定める契約の種別をいいます。</p> <p><u>(22)</u> 附帯メニュー 契約種別ごとに附帯する割引等の条件をいいます。</p> <p><u>(23)</u> 契約使用期間 契約上ガスを使用できる期間をいいます。</p> <p><u>(24)</u> 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p><u>(25)</u> 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。</p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>率を加えた値をいいます。</p> <p>(27) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(28) 平均原料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均原料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p><u>(27) (削除)</u></p> <p><u>(28)(削除)</u></p>	
---	--	--

旧	新	備考
<p>4 単位および端数処理 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数といたします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>4 単位および端数処理 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、<u>検針の際、小数点以下は読みません。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>5 その他</p> <p>本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般ガス導管事業者と協議していただきます。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) <u>当社は、当社の責任において、供給契約に関する業務の一部または全部につき第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先に対して当社がお客さまに対して負うのと同等の守秘義務を負わせることとします。なお、当社は、委託先についてお客さまに開示する義務を負わないものとします。</u></p> <p>(2) 本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。</p>	<p>追加・変更</p>

旧	新	備考
<p>6 供給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の様式により申込をしていただきます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場</p>	<p>6 供給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の様式により<u>申込み</u>をしていただきます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場</p>	<p>変更</p>

<p>合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することがあります。</p>	<p>い場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知すること<u>にあらかじめ同意していただきます。</u></p>	
--	--	--

旧	新	備考
<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 供給契約は、申込みを当社が承諾したときに、当社および当該一般ガス導管事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する託送供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 供給契約は、申込みを当社が承諾したときに<u>成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日に遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>8 需要場所</p> <p>需要場所は、当社が供給したガスをお客さまが使用する場所をいいます。当社は、1 構内をなすものは 1 構内を需要場所とし、次の場合には、原則として次のとおり取り扱い、その他託送約款等に定めるところによるものといたします。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されているこ</p>	<p>8 需要場所</p> <p><u>お客さまがガスを使用する場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ <u>各戸が独立的に区画されていること</u></p>	<p>変更</p>

と ロ (省略) ハ (省略) (2) (省略) (3) (省略)	ロ (省略) ハ (省略) (2) (省略) (3) (省略)	
---	--	--

旧	新	備考
9 供給契約の単位 当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。	9 供給契約の単位 当社は、原則として、1 需要場所について <u>1 料金表</u> を適用して、1 供給契約を結びます。	変更

旧	新	備考
10 供給の開始 (1) (省略) (2) <u>当社は</u> 、当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。	10 供給の開始 (1) (省略) (2) 当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。	変更

旧	新	備考
12 承諾の限界 当社は、法令、ガスの供給状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支	12 承諾の限界 (1) <u>当社は</u> 、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合には、申込みを承諾できないこ	変更

払債務を支払期限日を超過してなお支払われない場合を含みます。) 、お客さまがこの約款等の内容を承諾していただけない場合、一般ガス導管事業者の託送約款等に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

とがあります。

- イ ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が法律、命令、条例または規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合
- ロ 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合
- ハ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
- ニ 申込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合
- ホ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能または著しく困難な場合
- ヘ その他やむを得ない場合

(2) 当社は、26（供給または使用の制限等）（1）の供給または使用の制限事由や27（供給の停止）の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社と他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合等、申込みを承諾できないことがあります。

(3) 当社は、内管が一般ガス導管事業者で工事を実施したものでない場合は、原則として申込みを承諾できません。ただし、当社が特別

	<p><u>に認める場合はこの限りではありません。なお、一般ガス導管事業者が実施する工事は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款によります。</u></p> <p>(4) <u>当社は、(1) から(3)によりガス供給契約の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</u></p>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>13 料金</p> <p>当社がお客さまに提供するガスの料金は、契約種別ごとに当社が別途定める料金表に規定する料金といたします。</p>	<p>13 料金</p> <p>当社がお客さまに提供するガスの料金は、<u>供給契約ごとに当該料金表のガス料金を適用して算定</u>いたします。</p>	変更

旧	新	備考
<p>14 附帯メニュー</p> <p>(1) 当社は、当社が別途定める「割引プラン」にて、ガスの料金およびお客さまが購入するガス器具に付帯して提供する附帯メニューに関する詳細事項を定めます。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>14 附帯メニュー</p> <p>(1) 当社は、<u>料金表にて定める「割引プラン」にて詳細事項を定めます。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	変更

旧	新	備考
<p>15 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は10（供給の開始）にもとづき決定された供給開始日から適用いたします。</p>	<p>15 料金の適用開始の時期</p> <p>(1) <u>ガス需給契約の適用開始日は、(2)に該当する場合を除き、以下のとおりといたします。</u></p> <p>イ <u>他のガス小売事業者等による小売供給契約、または一般ガス導管事業者による最終保障供給契約からの切り替えにより使</u></p>	変更

	<p><u>用を開始する場合は、原則として、契約成立日以降、最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日とします。当社又は当社取次店と他のガス需給契約を締結している場合は、原則として、当該契約の解約日の翌日とします。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</u></p> <p>ロ <u>引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び 29（損害賠償等）の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日とします。</u></p> <p>(2) <u>ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とすることがあります。</u></p>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>18 料金の算定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 26 (供給の制限等) (1)の規定によりガスの供給を中止または</p>	<p>18 料金の算定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 26 (供給または使用の制限等) (1)の規定によりガスの供給を</p>	<p>変更</p>

<p>お客さまに使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>へ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>中止しまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>へ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	
--	--	--

旧	新	備考
<p>19 日割計算</p> <p>(1) 当社は、18 (料金の算定) (1) の各号に該当する場合は、料金表の規定により日割計算をし、料金を算定いたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 18 (料金の算定) (1) ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>	<p>19 日割計算</p> <p>(1) 当社は、18 (料金の算定) (1) の各号に該当する場合は、<u>別表 2 (料金の日割計算)</u> の規定により日割計算をし、料金を算定いたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 18 (料金の算定) (1) ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。</p>	変更

旧	新	備考
<p>20 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 支払期日は、21 (1) に定めるとおりといたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場</p>	<p>20 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 支払期日は、21 <u>(料金その他の支払方法)</u> (1) に定めるとおりといたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日</p>	変更

合は、さらに1日延伸いたします。	曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。	
------------------	-------------------------------	--

旧	新	備考
<p>21 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、<u>お客さまが個人の場合は支払方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合は支払方法は原則としてロの方法</u>としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 当社は、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、別表7(手数料等)(1)に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) 工事費等については、当社が一般ガス導管事業者から請求を受ける都度、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法により支払っていただきます。この場合の払い込みにかかる手数料については、お客さまに負担していただきます。</p>	<p>21 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが法人の場合の支払方法は原則としてロの方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 当社は、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、<u>料金表6(手数料等)</u>に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) 工事費等については、当社が<u>当該</u>一般ガス導管事業者から請求を受ける都度、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法により支払っていただきます。この場合の払い込みにかかる手数料については、お客さまに負担していただ</p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>(4) (省略)。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 料金については、当社は、当社の特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときは、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>	<p>きます。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 料金については、<u>当社はあらかじめお客さまの承諾を得た時には、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生する恐れがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>	
---	---	--

旧	新	備考
<p>22 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けることを求めることができるものといたします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>(イ) 他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>22 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、<u>予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）</u>に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けることを求めることができるものといたします。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>(イ) 他の供給契約（ガス小売事業者との供給契約を含み、既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過</p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>(2) (削除)</p> <p>(3) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、供給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けることを求めることができるものといたします。</p> <p>(5) (削除)</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても供給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。</p>	<p>してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、<u>保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</u>当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けることを求めることができるものといたします。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、または32（供給契約の解約）により供給契約を解約したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合は、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、保証金等には利息を付しません。</p>	
---	---	--

旧	新	備考
<p>23 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの供給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。</p>	<p>23 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの供給契約がガスの使用状態に比べて<u>不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。</u></p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
---	---	----

- 24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性
- (1) 当社は、料金表に定める熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令等によって決められるものです。
- (2) 当社は、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- 24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性
- (1) 当社は次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス事業法令等によって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって種別されていますが、当社の種別は13A ですので、消費機器は13A とされている消費器具が適用いたします。

熱量	標準熱量	45 メガジュール
	最低熱量	44 メガジュール
圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	47
	最低燃焼速度	35
	最高ウォツベ指数	57.8
	最低ウォツベ指数	52.7

- (3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意

変更・
追加

	または重大な過失がある場合を除き、 <u>過失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。</u>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>25 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社および当該一般ガス導管事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 38（周知および調査義務）による周知および調査のための業務</p> <p>(2) 10（供給の開始）、26（供給の制限等）、27（供給の停止）、28（供給の制限等の解除）、32（供給契約の終了）または33（解除等）により必要な処置</p> <p>(3) 17(1)料金を算定するために行う検針に係る業務</p> <p>(4) ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業等当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務</p> <p>(5) その他保安上必要な業務</p>	<p>25 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または<u>当該一般ガス導管事業者の係員は、</u>所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) <u>検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）</u></p> <p>(2) <u>供給施設の検査および消費機器の調査のための作業</u></p> <p>(3) <u>解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</u></p> <p>(4) <u>供給または使用の制限、中止または停止のための作業</u></p> <p>(5) <u>ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業等当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務</u></p> <p>(6) <u>その他保安上必要な業務</u></p>	変更・追加

旧	新	備考
<p>26 供給の制限等</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ ガス工作物に故障が生じた場合</p>	<p>26 <u>供給または使用</u>の制限等</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ <u>ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると</u></p>	変更・追加

<p>ハ ガス工作物の修理その他工事（ガスメーター等の点検、修理、取替えを含みます。）を実施のため必要がある場合</p> <p>ニ （省略）</p> <p>ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>へ （省略）</p> <p>ト 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合</p> <p>チ その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合</p> <p>(2) (1)の各事由によりガスの供給を制限、停止または中止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。</p> <p>(3) (1)の各事由によるガスの供給の制限、停止または中止についての問い合わせは、当社が対応いたします。</p>	<p><u>当社または一般ガス導管事業者が認めた場合</u></p> <p>ハ <u>ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合</u></p> <p>ニ （省略）</p> <p>ホ <u>ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（38（保安に対するお客さまの協力）(1)の処置をとる場合を含みます。）</u></p> <p>へ （省略）</p> <p>ト <u>お客さまが 25（需要場所への立入による業務の実施）各号に掲げる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合</u></p> <p>チ <u>お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合</u></p> <p>リ <u>お客さまが託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社または一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合</u></p> <p>ヌ <u>保安上またはガスの安定供給上必要と当社または一般ガス導管事業者が認めた場合（38（保安に対するお客さまの協力）(4)の処置をとる場合を含みます。）</u></p> <p>ル <u>その他、当社または一般ガス導管事業者がガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生する恐れがあると認めた場合</u></p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>(削除)</u></p>	
---	---	--

旧	新	備考
<p>27 供給の停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。以下の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめ供給停止日を明示して供給停止の予告をいたします。供給停止の予告通知は、供給停止を行う15日程度前および5日程度（休日を含みます。）前を目安に、お客さまに対し、少なくとも2回予告いたします。</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) 当社との他の<u>ガス使用契約</u>（すでに終了しているものを含みます。）の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>(3) 本約款等にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>(4) 当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 43（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合</p> <p>(7) その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(8) 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合</p>	<p>27 供給の停止</p> <p>当社または一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（<u>メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断</u>）することがあります。この場合、当社または一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。<u>なお、当社が(1)、(2)および(3)の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめ供給停止日を明示して供給停止の予告をいたします。供給停止の予告通知は、供給停止を行う15日程度前および5日程度（休日を含みます。）前を目安に、お客さまに対し、少なくとも2回予告いたします。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>(3) 本約款等にもとづいてお支払いを求めた<u>料金または料金以外の債務</u>について、お支払いがない場合</p> <p>(4) <u>お客さまが25（需要場所への立入による業務の実施）各号に掲げる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (削除)</p> <p>(6) お客さまが3（用語の定義）(10)の境界線内の一般ガス導管事業者</p>	<p>変更・ 削除・ 追加</p>

	<p>のガス工作物を故意に損傷しまたは失わせて、当社または一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>(7) 38 (保安に対するお客さまの協力) (6)および 39 (お客さまの責任) (4)の規定に違反した場合</p> <p>(8) その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(9) 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合</p>	
--	--	--

旧	新	備考
<p>28 供給の制限等の解除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 27 (供給の停止) (2)の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約 (すでに終了しているものを含みます。) の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>ハ 27 (供給の停止) (3)から(5)、(7)または(8)の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 26 (供給の制限等) によって、当社がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社とで協議するものといたします。</p> <p>(3) 26 (供給の制限等) によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が</p>	<p>28 <u>供給制限等</u>の解除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 27 (供給の停止) (2)の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他の契約</u> (すでに終了しているものを含みます。) の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>ハ 27 (供給の停止) (3)から(7)または(9)の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 26 (供給<u>または使用</u>の制限等) によって、当社がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社とで協議するものといたします。</p> <p>(3) 26 (供給<u>または使用</u>の制限等) によって、当該一般ガス導管事業者</p>	<p>変更</p>

<p>解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定めるところにしたがい、供給が再開されます。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定めるところにしたがい、供給が再開されます。</p> <p>(4) (省略)</p>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>29 損害賠償等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 10 (供給の開始) (2) によって供給の開始日を変更した場合、26 (供給の制限等) および 27 (供給の停止) によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 33 (解除等) によって供給契約を解除した場合または供給契約が終了した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、当社は、故意または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。</p>	<p>29 損害賠償等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 10 (供給の開始) (2) によって供給の開始日を変更した場合、26 (供給または使用の制限等) および 27 (供給の停止) によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) <u>32 (供給契約の解約)</u> によって供給契約を解約した場合または供給契約が終了した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、<u>当社は、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。</u></p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>30 供給契約の変更</p> <p>(1) お客様がガスの供給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たにガスの供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合、当社は、供給契約の変更前は、供給契約の変更内容を、変更後は、供給契約の変更内容、供給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を当社が適当と判断した方法により、お客様に説明し、記載します。なお、変更とならないその他の事項については、説明および記載を省略することがあります。</p>	<p>30 供給契約の変更</p> <p><u>お客様が供給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、供給契約を変更する場合（適用を受ける料金表の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（供給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。また、適用を受ける料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。</u></p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>31 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまでガスの供給を受けていたお客様の当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とする場合を除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>	<p>31 名義の変更</p> <p><u>相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで供給契約にもとづきガスの供給を受けていたお客様の当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とする場合を除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</u></p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>32 供給契約の終了</p> <p>(1) お客様が当社からガスの供給を受けることを終了しようとされる</p>	<p>32 供給契約の<u>解約</u></p> <p>(1) <u>引越し（転出）等の理由による解約は以下のとおりといたします。</u></p>	<p>変更・ 削除</p>

場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 供給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ 33（解除等）によって、当社が供給契約を解除した場合は、解除日に供給契約は終了するものといたします。

ロ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に供給契約が終了したものといたします。

ハ 当社の責めとならない理由により当社が供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

ニ お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることとともない、当社との供給契約の終了期日を通知される場合で、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、終了期日にかかわらず、供給契約は終了しないものといたします。

(3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、供給契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

イ お客さまが、引越し等の理由によりガス使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス供給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用の廃止の期日後の後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。なお、当社の責めとならない理由により当社が供給を廃止させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に解約があったものといたします。

ロ お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、ガスの供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに 27（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。

(2) お客さまがガス供給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者等からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者等に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者等からの依頼を一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとのガス供給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社とのガス供給契約は、新たなガス小売事業者等からお客さまへガスの供給を開始するために検針が実施される日を解約日と

供給契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものいたします。

33 解除等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給契約を解除することがあります。また、次のいずれかの事由が生じた場合、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、当社の求めに応じてただちに債務の全額を一括弁済するものとしします。

イ お客さまの責めとなる理由により 26 (供給の制限等) および 27 (供給の停止) によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していた場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の供給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (保証金、工事費、工事負担金、設備負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合

ホ 43 (反社会的勢力の排除) の規定に違反した場合

ヘ 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

いたします。

(3) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、ガス供給契約を解約できるものといたします。

(4) 当社は、次の場合には当社の申し出にもとづきガス供給契約を解約できるものといたします。

イ 27 (供給の停止) の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合。なお、この場合、解約を予告する日と解約する日との間に 15 日間程度および 5 日間程度 (いずれも 20 (料金の支払い義務および支払期日) (3) に規定する休日を含みます。) の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。

ロ お客さまからガスの供給開始に必要な情報を提供いただけない等、ガスの供給開始に向けた手続きに支障がある場合

ハ その他お客さまに契約違反があった場合 (本約款および料金表等にて定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) なお、本約款および料金表等にて定める適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を連絡していただきます。

(5) 当社は、12 (承諾の限界) (1) の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、事前にお客さまに通知することによって、ガス供給契約を解約することがあります。

(6) (3) または (4) の申し出による解約日は、申し出が相手に到着した日 (以下「解約申出日」といいます。) 以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日と

<p>(2) お客さまがその他本約款等に反した場合には、当社は、供給契約を解除することがあります。</p> <p>(3) (1)および(2)の場合には、あらかじめ解除日を明示して文書等でお客さまに解除予告通知をいたします。解除予告通知は、供給契約の解除を行う15日程度前および5日程度前(休日を含みます。)までに、お客さまに対し少なくとも2回予告いたします。</p> <p>(4) お客さまが(1)口に該当する場合で、当社が(3)によりお知らせした日以降に、お客さまが料金を支払われたときには、その旨を当社に通知していただきます。なお、当社に通知がない場合には、当社は、供給契約を解除することがあります。</p> <p>(5) 当社は、同一条件での供給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解除の3か月前までにその旨を当社の定める方法によりお客さまにお知らせのうえ、供給契約を解除することがあります。ただし、供給契約の解除のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、紙媒体、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。</p> <p>(6) (1)、(2)、(4)または(5)によって、当社が供給契約を解除する場合は、当社は、解除日に供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。</p> <p>(7) お客さまが、32(供給契約の終了)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該一般ガス導管事業者が供給を終了させる</p>	<p><u>いたします。ただし、当社が解約日を別途通知した場合は、その日を解約日といたします。</u></p> <p>(7) <u>このガス供給約款が解約された場合、当社はその解約日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款または最終保証供給約款にもとづく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。</u></p> <p>33 <u>(削除)</u></p>	
---	--	--

ための処置を行った日に供給契約は終了するものといたします。		
-------------------------------	--	--

旧	新	備考
34 供給契約終了後の債権債務関係 (省略)	33 供給契約終了後の債権債務関係 (省略)	変更

旧	新	備考
<p>35 ガス工事</p> <p>(1) ガス工事の施工者等</p> <p>当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) 供給施設の所有区分</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>ニ お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p>	<p>34 ガス工事</p> <p>(1) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に<u>申し込んで</u>いただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に<u>申し込んで</u>いただき、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) 供給施設の所有区分</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ お客さまの<u>申込み</u>によりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>ニ お客さまの<u>申込み</u>により設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p>	変更・ 削除

<p>ホ (省略)</p> <p>(3) 修繕費の負担</p> <p>イ お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。）はお客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。</p> <p>ロ その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。</p>	<p>ホ (省略)</p> <p>(3) (削除)</p>	
---	-------------------------------	--

旧	新	備考
<p>36 工事費等の支払いおよび精算</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。</p>	<p>35 工事費等の支払いおよび精算</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該一般ガス導管事業者から、<u>工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金</u>の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等<u>相当額</u>をすみやかに精算するものといたします。</p>	<p>変更</p>

旧	新	備考
<p>37 供給施設等の保安責任</p> <p><u>お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。</u></p> <p>(1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる 3（定義）(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。</p> <p>(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、(1)の供給施設について、<u>(3)に定める</u>検査および緊急時の応急の措</p>	<p>36 供給施設等の保安責任</p> <p>(1) <u>内管およびガス栓等はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</u>内管およびガス栓等、お客さまの資産となる 3（用語の定義）(10)の境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。</p> <p>(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、(1)の供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによ</p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、3 (定義) (11) に規定する内管およびガス栓ならびに 3(14) に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。</p> <p>(4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。</p>	<p>て検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 当該一般ガス導管事業者は、<u>ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが当該一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。</u></p>	
---	--	--

旧	新	備考
<p>38 周知および調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令等の定めるところにより、<u>当社の定める方法により、必要な事項をお知らせいたします。</u></p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令等で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の</p>	<p>37 周知および調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令等の定めるところにより、必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社およびガス小売事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令等で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修</p>	<p>変更・ 削除</p>

<p>措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者へ通知することについて、承諾するものいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令等で定めるところにより、再び調査いたします。</p> <p>(4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>当社は、当社との供給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p>	<p>し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を<u>ガス小売事業者</u>が当該一般ガス導管事業者へ通知することについて、承諾するものいたします。</p> <p>(3) 当社および<u>ガス小売事業者</u>は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令等で定めるところにより、再び調査いたします。</p> <p>(4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社および<u>ガス小売事業者</u>は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p> <p>(5) 当社および<u>ガス小売事業者</u>は、当社との供給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</p>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>39 保安に対するお客さまの協力</p> <p>お客さまは、次の事項を承諾するものいたします。</p> <p>(1) お客さまに通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メマは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知することがあり</p>	<p>38 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) <u>お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。</u></p> <p>(2) <u>当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにし</u></p>	<p>変更</p>

<p>ます。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。</p> <p>(2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。なお、当社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。</p> <p>(3) お客さまは、37（供給施設等の保安責任）(3)および38（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。</p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) （省略）</p> <p>(8) （省略）</p>	<p><u>ていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。</u></p> <p>(3) お客さまは、<u>36（供給施設等の保安責任）(3)および37（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは<u>24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</u></p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) （省略）</p> <p>(8) （省略）</p>	
--	---	--

旧	新	備考
<p>40 お客様の責任</p> <p>お客様は、次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>(1) お客様は、38（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つもので あること</p> <p>ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること</p> <p>ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること</p> <p>ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>(5) お客様は、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。</p> <p>イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること</p> <p>ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力することなお、改修等の命令</p>	<p>39 お客様の責任</p> <p>(1) お客様は、36（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。</p> <p>イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること</p> <p>ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つもので あること</p> <p>ハ <u>24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）</u>に定める供給ガスに適合するものであること</p> <p>ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること</p> <p>ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること</p> <p>(5) <u>ガス事業法第 62 条において、お客様の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</u></p> <p>イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう<u>努めなければならないこと</u></p>	<p>変更</p>

<p>が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。</p>	<p>ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が<u>当該所有者・占有者に協力するよう勧告すること</u>があります。</p>	
--	--	--

旧	新	備考
<p>41 供給施設等の検査</p> <p>お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものいたします。</p> <p>(1) お客さまは、託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。</p>	<p>40 供給施設等の検査</p> <p>(1) <u>お客さまは、当社を通じて当該一般ガス導管事業者</u>にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、<u>検査料を負担していただきます</u>。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、<u>検査料はお客さまにご負担していただきます</u>。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>変更</p>

(4) (省略)		
(5) (省略)		

旧	新	備考
42 ガス事故の報告 (省略)	<u>41</u> ガス事故の報告 (省略)	変更

旧	新	備考
(空白)	<u>VIII</u> その他	追加・ 変更・ 削除
43 反社会勢力の排除 (1) (省略) (2) (省略) イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ (省略) ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為	<u>42</u> 反社会勢力の排除 (1) (省略) (2) (省略) イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ (省略) ホ (削除)	

旧	新	備考
(空白)	43 管轄裁判所 供給約款に関する訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。	追加

旧	新	備考
---	---	----

附則	附則	変更
<p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p>	<p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2024年9月1日</u>から実施いたします。</p>	

旧	新	備考																																																
別表	別表	変更																																																
<p>1 本約款の適用地域</p> <p>一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記のガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。）は、次のとおりです。</p>	<p>1 本約款の適用地域</p> <p>一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記のガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。）は、次のとおりです。</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般ガス導管事業者</th> <th>供給区域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>我孫子エリア、取手エリア</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>小山エリア、鹿沼エリア</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>蓮田北・白岡エリア</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>新木野・布佐エリア</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>富里・成田エリア</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>東邦ガスネットワーク株式会社</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>東京地区等</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>大阪ガスネットワーク株式会社</td> <td>西播磨サテライトエリアを除く</td> </tr> </tbody> </table>		一般ガス導管事業者	供給区域等	1	株式会社エナジー宇宙	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	2	株式会社エナジー宇宙	我孫子エリア、取手エリア	3	株式会社エナジー宇宙	小山エリア、鹿沼エリア	4	株式会社エナジー宇宙	蓮田北・白岡エリア	5	株式会社エナジー宇宙	新木野・布佐エリア	6	株式会社エナジー宇宙	富里・成田エリア	7	東邦ガスネットワーク株式会社	—	8	東京ガスネットワーク株式会社	東京地区等	9	大阪ガスネットワーク株式会社	西播磨サテライトエリアを除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般ガス導管事業者</th> <th>供給区域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社エナジー宇宙</td> <td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア、 我孫子エリア、取手エリア、小山エリア、 鹿沼エリア、蓮田北・白岡エリア、 新木野・布佐エリア、富里・成田エリア</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東邦ガスネットワーク株式会社</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>東京地区等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大阪ガスネットワーク株式会社</td> <td>西播磨サテライトエリアを除く</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>西部ガス株式会社</td> <td>福岡エリア・熊本エリア・佐世保エリア・ 長崎エリア</td> </tr> </tbody> </table>		一般ガス導管事業者	供給区域等	1	株式会社エナジー宇宙	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア、 我孫子エリア、取手エリア、小山エリア、 鹿沼エリア、蓮田北・白岡エリア、 新木野・布佐エリア、富里・成田エリア	2	東邦ガスネットワーク株式会社	—	3	東京ガスネットワーク株式会社	東京地区等	4	大阪ガスネットワーク株式会社	西播磨サテライトエリアを除く	5	西部ガス株式会社	福岡エリア・熊本エリア・佐世保エリア・ 長崎エリア	
	一般ガス導管事業者	供給区域等																																																
1	株式会社エナジー宇宙	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア																																																
2	株式会社エナジー宇宙	我孫子エリア、取手エリア																																																
3	株式会社エナジー宇宙	小山エリア、鹿沼エリア																																																
4	株式会社エナジー宇宙	蓮田北・白岡エリア																																																
5	株式会社エナジー宇宙	新木野・布佐エリア																																																
6	株式会社エナジー宇宙	富里・成田エリア																																																
7	東邦ガスネットワーク株式会社	—																																																
8	東京ガスネットワーク株式会社	東京地区等																																																
9	大阪ガスネットワーク株式会社	西播磨サテライトエリアを除く																																																
	一般ガス導管事業者	供給区域等																																																
1	株式会社エナジー宇宙	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア、 我孫子エリア、取手エリア、小山エリア、 鹿沼エリア、蓮田北・白岡エリア、 新木野・布佐エリア、富里・成田エリア																																																
2	東邦ガスネットワーク株式会社	—																																																
3	東京ガスネットワーク株式会社	東京地区等																																																
4	大阪ガスネットワーク株式会社	西播磨サテライトエリアを除く																																																
5	西部ガス株式会社	福岡エリア・熊本エリア・佐世保エリア・ 長崎エリア																																																

10	西部ガス株式会社	福岡エリア・熊本エリア ・佐世保エリア・長崎エリア		
----	----------	------------------------------	--	--

旧	新	備考
(空白)	<p>2 料金の日割計算</p> <p>料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。</p> <p>(1) 日割計算後基本料金</p> <p style="padding-left: 40px;">基本料金 × 日割計算日数 / 30</p> <p>イ 備考</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 基本料金は、料金表における基本料金</p> <p style="padding-left: 40px;">(ロ) 日割計算日数は、料金算定期間の日数</p> <p style="padding-left: 40px;">(ハ) 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>料金表における基準単位料金の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、この料金表における適用基準と同様といたします。</p>	追加

以上